

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

1 Xは、平成26年1月10日午後4時53分ころ、Vを被害者とする殺人罪の被疑事実により通常逮捕され、午後5時10分ころ、S警察署(以下「S署」という。)に引致された。S署の警察官が、午後5時15分ころ、Xに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げ、弁解の機会を与えたところ、Xは、T弁護士会に登録された弁護士を弁護人に選任したい旨を述べた。

Dは、T弁護士会の弁護士であり、第三者を介してXが逮捕された事実を知るや否や、午後5時25分ころ、事前の連絡なしにS署に赴き、S署の玄関で警備に当たる警察官らに対し、Xの弁護人となろうとする者として接見に来た旨を告げ、Dが署内に入ることを拒否する警察官らと押し問答となった。

Dは、午後5時35分ころ、S署の玄関口に出てきた主任捜査官の警察官Kに対し、Xとの即時の接見を申し出たところ、Kは、Dに対し、「現在Xは弁解録取や指紋採取等の逮捕直後の各種の手続を行っている最中であるから、しばらく接見を待ってほしい」旨の発言を繰り返し、午後5時40分ころ、いったん署内に引きあげた。

2 S署の警察官Lは、逮捕直後の各種の手続に引き続き、午後5時45分ころ、Xの取調べを開始した。取調べに際し、Xが取調べの中止を訴えたり、弁護人となろうとする者と会わせてほしい旨を申し出たりすることはなかった。

Kは、午後6時10分ころ、再びS署の玄関口に赴き、そこで待機していたDに対し、「現在Xは取調べ中であるから、しばらく接見を待ってほしい」旨を述べ、署内に引きあげた。

3 Kは、午後6時28分ころ、Lに対し、「Xに夕食をとらせる必要があるから、Xの取調べを一時中断して、いったんXを取調室から居房に移してくれ。夕食が終わり次第、Xを取調室に戻して、直ちに取調べを再開するように。」と指示した。そこで、Lは、Xの取調べを中断し、Xを留置係の警察官に引き渡し、Xは居房に留置された。Xは、そのころ、居房において食事を開始した。その際、Lは、留置係の警察官に対し、「夕食が終わり次第、直ちに取調べを再開する予定になっているから、Xが夕食がすませたら連絡してほしい」旨を伝えた。

Kは、午後6時45分ころ、S署の玄関口に赴き、そこで待機していたDに対し、接見の日時を翌1-1日午後4時以降に指定する旨を告げた。これを受け、Dは、午後7時ころ、S署の玄関前から引きあげた。

平成 28 (2016) 年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

Lは、午後7時10分ころ、Xの逮捕現場であるV宅において実況見分を行っていた警察官から応援依頼を受け、その補助に赴いた。このため、Xの夕食が午後7時15分ころ終了したにもかかわらず、Xの取調べは再開されなかった。Lは、午後9時ころ実況見分から戻ったが、Kは、この時点から取調べを再開すれば深夜に及ぶおそれがあると考え、その日の取調べの再開を見合わせた。

翌11日午後4時ころ、Dは、S署に赴き、1時間30分にわたりXとの接見を行い、Dは同日中に本件の弁護人に選任された。

【設問】

下線部の接見指定の適法性について論じなさい。